



むすび丸

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度

に申請しませんか

■取組宣言認証制度とは

- (1) 今年度から宣言の登録・各段階の認証は、宮城県知事が行うこととなりました。昨年までの「宮城県介護人材確保協議会」の認証分については、継承されます。
- (2) 介護人材の参入を促すために、介護事業所の人材育成や働きやすさの取組を公表（見える化）する制度です。宣言・認証事業所の情報は「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度」のホームページに掲載します。
- (3) 人材育成や働きやすい職場づくりに取り組むことで、介護人材の確保・定着、質の高いサービスの提供につなげることがねらいです。
- (4) 「宣言事業所」「第1段階認証事業所」「第2段階認証事業所」と段階を上げていくことで、利用者や地域に向けて、信頼できる介護事業所であることをアピールできます。費用はかかりません。申請は事業所単位です。
- (5) 取組宣言認証制度のホームページをリニューアルしました。宮城県介護人材確保協議会構成団体による研修情報等を公開するとともに、頑張っている介護事業所の取り組みを紹介し、人材確保に寄与します。

■こんなメリットがあります

信用保証料の割引対象に

認証事業所は、宮城県制度融資『がんばる中小企業応援資金』に係る信用保証料の割引対象です。

宮城県経済商工観光部商工金融課

URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/ganbarushikin.html>

「宣言マーク」「認証マーク」の使用

宣言事業所は宣言証の「宣言マーク」を、認証事業所は各認証証の「認証マーク」を、名刺や封筒、パンフレットなどに使用することができます。

職員募集情報を認証制度ホームページに掲載

認証制度ホームページに職員募集を掲載することが出来ます。

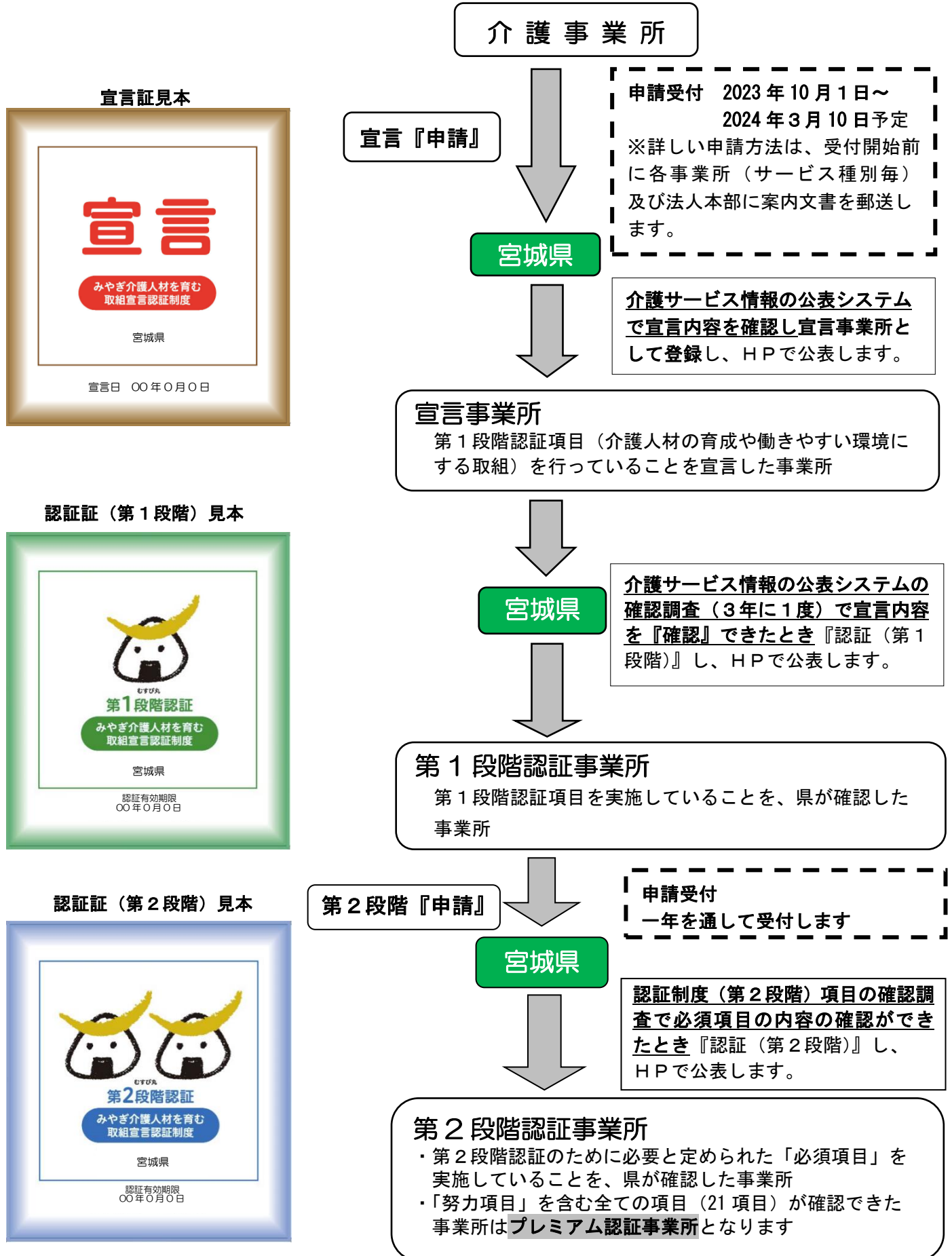


URL: <https://www.miyagi-kaigojinzai.jp/>

ハローワーク求人票の備考欄でアピール

ハローワーク求人票の備考欄に、宣言事業所や認証事業所であることを記載し、人材育成や働きやすさの取組をしている事業所としてアピールできます。

■みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度」申請から認証までの流れ



■第1段階認証の申請について

1 「介護サービス情報公表システム」において、下記13項目の全てが「あり」であることが要件です。 （今年度の公表システムへの入力完了してから、申請してください）

※注1 この制度では、公表システムの項目の一部を確認項目としています。

※注2 認証制度の申請には、公表システム上は入力が任意の【その他】項目（独自項目：⑦～⑬）も入力する必要があります。

2 確認項目＜計13項目＞

＜介護サービス情報「基本情報項目」2項目＞

- ①従業者の健康診断の実施状況
- ②事業所で実施している、従業者の資質向上に向けた研修内容・実施状況（記述） ※注3

＜介護サービス情報「運営情報項目」4項目＞

- ③新任職員向け研修計画の策定（対象者有の場合） ※注4
- ④新任職員向け研修の実施記録がある（対象者有の場合） ※注4
- ⑤全ての現任の従業者向け研修計画の策定
- ⑥全ての現任の従業者向け研修の実施記録がある

＜介護サービス情報「『その他』項目」7項目（独自項目）＞

- ⑦理念・ビジョンの明文化
- ⑧職員が理念・ビジョンについて理解を深めるための取組（ミーティングなどでの確認）
- ⑨職員の就業状況や意向を定期的に確認する仕組みの存在 ※注5
- ⑩給与体系又は給与表を導入し、職員に周知 ※注6
- ⑪就業規則作成及び周知（正規・非正規）
- ⑫仕事と育児・介護の両立を支援する取組
- ⑬新任職員向け研修計画の策定【再掲】

※注3 研修内容・実施状況は記述形式です。後段の運営情報において、様々な研修の実施記録の「あり」・「なし」を聞いていますが、「あり」と答えているにも関わらず、この記述がない事業所が見受けられます。ご注意ください。

※注4 新任職員がいない場合、上記2項目を非該当項目とします。新任職員がいない場合、「当該サービスに従事する全ての新任の従業者を対象とする研修を計画的に行っている」の項目欄の□「新任者なし」にチェックを入れてください。（公表システム上の入力も同様です。公表システム上は「新任者なし」にチェックを入れると、「新任職員向け研修計画の策定がある」「新任職員向け研修の実施記録がある」のチェックが入らなくなります。新任職員がいない場合でも、「新任者なし」にチェックを入れずに、新任職員向け研修計画を「あり」としている事業所が見受けられます。）

※注5 具体的には職員アンケート集計結果、職員の悩み相談窓口を組織内に設置していることが分かる規定、職員にむけての相談窓口の広報チラシ等、又は定期的に職員との個別面談の機会を設けていることが分かる記録、もしくは職員の要望について検討している議事録等（ミーティングなど）のいずれかで確認できることが必要です。

※注6 給与体系とは賃金がどのような賃金支払項目の組合せから成り立っているか、各賃金項目はどのような算定方法によるのかを示すもので、基本給、諸手当（家族手当・通勤手当等）、割増賃金（時間外労働割増賃金・深夜労働割増賃金等）等で構成され、就業規則あるいはそれに付随する給与規程に規定されているのが一般的です。給与表とは、勤続年数や職務成果、経験によって上がっていく具体的な基本給額のある数表です。

■第2段階認証の申請について

1 「第1段階認証事業所」で、下記の**必須**項目を全て実施していることが要件です。

認証制度の第一の目的は、介護事業所の職場環境の「見える化」です。評価ではなく実施している内容のレベルは問いません。養成研修を受けた確認調査員が、実施している内容について訪問調査を行います。

2 申請において実施していることが**必須**の15項目
より一層取組を進める**努力**をしていることを表す項目6項目

<基本項目>

1 理念・基本方針などの確立

- ① **必須** 理念・基本方針やビジョンなどを職員に周知し、業務に活かすために継続的な取組を行っている。
- ② **必須** 理念や基本方針を、利用者や家族などへ周知している。
- ③ **必須** 理念・基本方針にもとづき、職員としてなすべき事や守るべき事（倫理規定・行動規範・期待する職員像など）を明確にし、職員に周知している。

2 人材確保の取組

- ④ **必須** 福祉サービスの提供に関わる専門職（有資格の職員）の配置を決めた、必要な介護人材の体制表などがある。
- ⑤ **努力** 法人全体あるいは事業所として、特徴的な福祉人材確保（採用活動など）を実施している。

<キャリアパスと人材育成>

3 人事制度

- ⑥ **必須** 人事制度（給与・昇進・昇格等に関する基準）を定め、職員に周知している。
- ⑦ **必須** 一定の人事評価基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献などを評価している。

4 職員の研修

- ⑧ **必須** 職員の研修計画を作成し、実施している。
- ⑨ **努力** 階層別研修計画あるいは職種別研修計画を作成し、実施している。
- ⑩ **努力** 定期的に研修計画の評価と見直しを行っている。

5 職員一人ひとりの育成に向けた取組

- ⑪ **必須** 新任職員や職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが行われている。
- ⑫ **必須** 職員の技術水準の向上のための資格取得や研修会参加に対して支援している。
- ⑬ **必須** 個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ⑭ **努力** 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど進捗状況の確認が行われている。

<職場環境>

6 職員の就業状況や意向の把握

- ⑮ **必須** 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど職員の就業状況を把握している。
- ⑯ **必須** 職員の意向・要望を把握する取組をしている。職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- ⑰ **努力** 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。

7 働きやすい職場づくり

- ⑱ **必須** 育児・子育て・介護などと両立して働きやすくする取組を行っている。
- ⑲ **必須** 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- ⑳ **努力** 休暇取得推進・労働時間縮減のための取組を行っている。

<地域貢献>

8 地域との交流・連携

- ㉑ **必須** 研修生やボランティアの受け入れ、地域への情報提供あるいは地域との交流などを通して地域と連携を図ることで、地域に貢献する取組を行っている。

■対象となる事業所

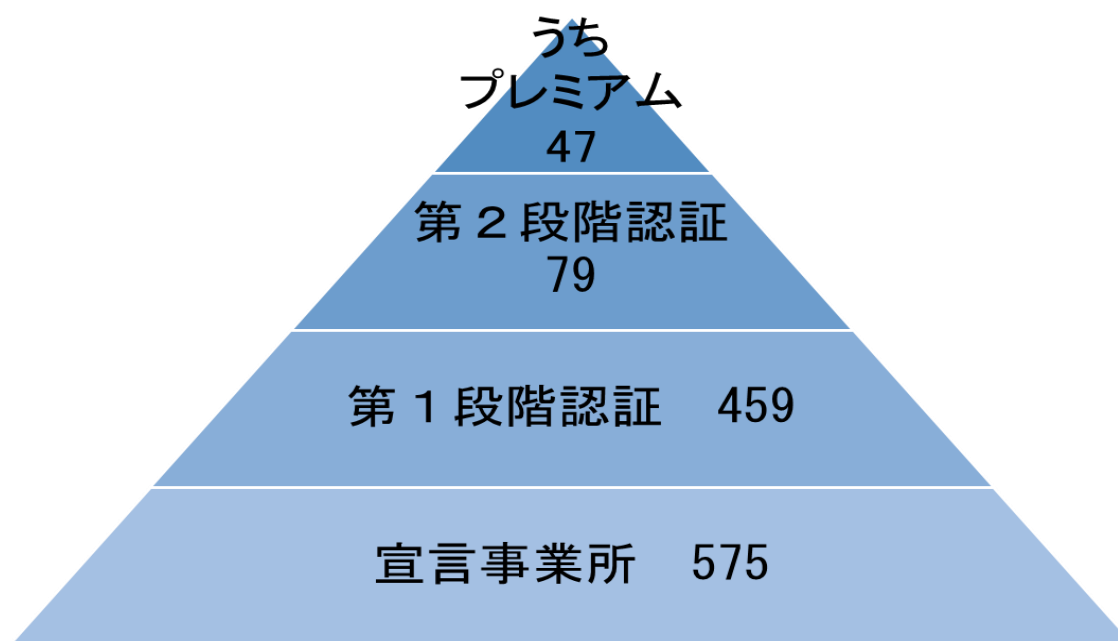
「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度」の対象となる事業所は、介護職員が在籍している下記の介護サービス事業所です。

グループ	介護サービス
A	訪問介護、夜間対応型訪問介護
B	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
E	通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
F	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、療養通所介護
G	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 ※1 養護老人ホームを除く。 ※2 地域密着型特定施設は、外部サービス利用型を除く。
I	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
J	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
K	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
L	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
N	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
O	介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
P	介護医療院、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
Q	介護療養型医療施設 ※定員8人以下の施設を除く。 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

※グループ区分は、介護サービス情報公表システムでの区分と同じです。

■宣言・認証事業所数

2023. 3. 31 現在



【お問い合わせ先】

宮城県保健福祉部長寿社会政策課介護人材確保推進班

TEL 022-211-2554

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度事務局

（NPO法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ 内）

TEL 022-343-8565